

axis news

アクセスグループ

4

2024

COLUMN

HPリニューアル後の効果について



知りたいあれこれ Q&A

賃上げ促進税制の現状と改正

今月の助成金

両立支援等助成金「育休中等業務代替支援コース」

COLUMN

ホームページリニューアル後の効果について

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



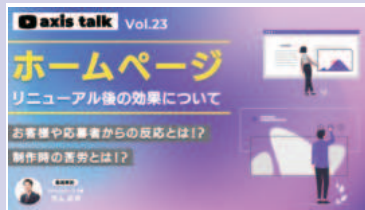
コラム執筆

アックスグループ 代表 川人 広平



new

 axis talk



ホームページリニューアル後の効果について

◀ youtube動画はこちら

ホームページリニューアル後の効果について



▲アクセスホームページ

ホームページリニューアルで得た効果

正直なところ実際にホームページ（以下「HP」と称する）を作るのはとても大変でした。しかし、HPを作ったり、既存のHPをリニューアルするというは、お客様の問い合わせや採用の応募に繋がるという意味では、やはり効果があると実感しています。

色々な会社さんを見ていても、業績を伸ばしているところは、HPに気合いが入っていて、「なぜ、自社の商品やサービスが良いのか」という説得力のあるHPになっているように思います。特に更新頻度は重要で、毎週のようにお知らせなどを更新していると「すごくアクティブな会社だな」という印象を受けます。逆に、HPのお知らせが3年前の営業時間や年末年始の休館のお知らせから更新が止まった状態のHPも結構あるように思います。

自社の発信メディアを整える理由



当社もお客さまに発信しなければいけないことが沢山あり、全てに対応できている面もありますが、週1回程度は更新していると考えています。更新頻度に関しては特に問題はなかなと考えています。実際に採用面接に来られた方から「お知らせを見て、アクティブな会社だと思って応募してみました」とおっしゃってくれた方もいたので、継続して発信していくというのはとても大事なポイントなのかなと思います。週に何回も更新するというよりも、高頻度で継続して更新される方がより大事なのように思います。

また、HPだけ、Instagramだけを整えるというよりは自社の発信メディアを総合的に整えていくことが大切かなと思います。以前も話しましたが、求職者が応募に至るまでの流れとして、自社に関連するメディアを網羅的に確認した上で応募に至るケースが

多いように思います。具体的には、まず初めにしっかりと書かれている求人票を確認した後、HPを閲覧し（その際に更新頻度も確認）、HPに掲載されているInstagramを閲覧すると社内の様子が詳細に知ることができ、求人票だけでは見えてこなかった会社の部分も事前に知ることが出来ます。そして、会社のGoogleの口コミを見て、信憑性のある口コミや良い評価がついていることを確認されているように思います。

自分がお客さまや求職者の立場に立った時に、やはり色々な角度から見て会社がいい状態であることが伝わるのは大切だと思います「やっぱりこの会社いいな」と思ったり、「商品やサービスを利用してみようかな」とか、「応募しようかな」というアクションに繋がるとは思っています。

実際にHP作成を経験したことで知れたことですが、HP作成において全てを制作会社が対応してくれるかというそうではなく、HP全体の構成は作ってくれますが、文章については「ここはダメーです」と入っているだけで中身は空っぽのような状態です。業界としては当然なのかもしれませんが、当社もHPをリニューアルする際、ページ数も沢山あったので、とにかく自分で文章を書くのが大変でした。日々の業務もある中で、HPの説明文に多くの時間を割くことは、私一人では出来なかつたです。なので、企画部員の方々に文章のライティングをしてもらい、直したいところだけを直すという風にしていました。

当社のサービスである企画広報支援においても、HP作成については「自分で文章を書く時間がない」「何を書いたらいいかわからない」という点がお客様の課題

になっていることが多いので、実際に当社の企画部員がお客様とのヒアリング内容をもとに、ライティングをさせていただき、その内容を社長さんにご確認いただき、適宜文章を直すというケースもあります。

ホームページを綺麗に作ることは制作会社でできると思いますが、企画広報支援では、HP内のライティングやHPに掲載する写真の撮影など、実務の部分でご支援出来たらいいなと思っています。HP以外にも、Instagramやyoutubeなど本来であれば会社で準備することも、社長ご自身で行うのは大変だと思います。そのような手が足りない部分も当社の企画部員の皆さんがご支援して、設定をしたり、ライティングをしたり、継続的に更新できるようお手伝いさせていただければと考えています。



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「賃上げ促進税制の現状と改正について」

Q & A

No.54

一賃上げ促進税制の現状と改正一

国が事業者に求めている賃上げ。その一環として、「賃上げ促進税制」というものがあります。これは、全雇用の給与等支給額の増加額によって、法人税の税額を控除するという制度です。今回はこの「賃上げ促進税制」について解説したいと思います。

Q. 賃上げに取り組む企業にメリットがある？

A. この制度では、雇用手全体の給与総額を前年度と比較し、要件以上の割合で増加させると最大で増加分の30%を法人税から控除できます。さらに、セミナー研修費などの教育訓練費によっては、10%の上積み減税が実施されます。このように賃上げと教育訓練費の面で要件を満たせば、控除率が最大40%になります。ただ、これらのメリットについては、令和5年3月末までのお話で、3月末までに決算を迎えられる事業者が対象となります。

Q. 4月から制度が改正された？

A. 賃上げ促進税制は、令和5年4月以降に開始する事業年度から制度が改正されました。制度改正後は、税額控除率が上がり、最大で45%税額控除が可能になりました。また、賃上げと教育訓練費の要件に加え、新制度ではさらに上乗せ要件として「子育てとの両立・女性活躍支援」というものが新設されました。この「子育てとの両立」「女性活躍支援」の基準には、厚生労働大臣が認定する「くるみん」と「えるほし」で要件を満たす必要があります。さらに、条件以外にも「控除分の繰越しが可能」になりました。これは、控除しきれなかった分を5年間、繰越しできるということです。

これまでの制度で例に挙げると、今年度要件を満たすことができ、10万円の税額控除が使えるときは、しかし赤字となり、法人税の納付がありません。この場合、支払うべき法人税は0円ということなので、引くものがなく、10万円の控除は使えません。しかし新しい制度では、申告時に所定の明細書を提出することで、残った税額控除分を5年間繰越しできるようになるとされています。法人税の納付が必要になった時に、過去5年以内に発生した税額控除分が使えようということになるので、納税者にとって嬉しいお話ですね。

Q. 制度改正の対象は？

A. 制度そのものは、大企業や個人事業主も対象です。個人事業主の方の場合は、所得税の控除に使える制度です。詳しくは各省市庁HP等で確認いただくか、アクセスまでお問い合わせください。

LINE公式アカウント

アクセスでは、会計や労務、相続などお客様のお悩みに沿ったご提案をしております。初回は無料でご相談を受けておりますのでお気軽にお問い合わせください！
また、弊社ではより多くのお客様に必要な情報をタイムリーにお届けするためLINEの公式アカウントを開設しております。LINE検索で「税理士法人アクセス」と入力していただくか、右のQRコードからご登録いただけます！



税理士法人アクセス

LINE

お問い合わせはこちらまで

アクセスグループ

088-631-8119

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

業務改善助成金

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

両立支援等助成金「育休中等業務代替支援コース」新設

(2024年1月より)

*「育休中等業務代替支援コース」とは？

育児休業や育児のための短時間勤務をより利用しやすくするために、業務を代替する労働者への手当支給等の取組みや、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った場合に助成金を支給する制度です。

※2024年1月1日以降に、育児休業（産後休業から引き続き休業する場合は産後休業）または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

1 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者へ手当を支給した場合

(主な支給要件)

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 7日以上の子育て休業取得
4. 業務代替者への手当等の支給（手当総額で1万円以上支給していること等）
5. 原職復帰・3か月以上継続雇用（育児休業期間が1か月以上の場合）

以下①②の合計額を支給（最大125万円）

- ①業務体制整備経費：5万円（育児1か月未満の場合は2万円）
- ②業務代替手当支給総額の3/4（上限10万円/月、12か月まで）

2 育児短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者へ手当を支給した場合

(主な支給要件)

1. 代替業務の見直し・効率化
2. 手当制度等を就業規則等に規定
3. 1か月以上の短時間勤務利用（1日所定労働時間7時間以上の労働者が、1日1時間以上短縮した場合が対象。）
4. 業務代替者への手当等の支給（手当総額で3万円以上支給していること等）

以下①②の合計額を支給（最大110万円）

- ①業務体制整備経費：2万円
- ②業務代替手当支給総額の3/4（上限3万円/月、子が3歳になるまで）

3 育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合

(主な支給要件)

1. 代替要員を新規雇用または派遣で確保
2. 7日以上の子育て休業取得
3. 代替要員が業務を代替
4. 原職復帰・3か月以上継続雇用（育児休業期間が1か月以上の場合）

代替期間に応じた額を支給

7日以上14日未満	：9万円	3か月以上6か月未満	：55万円
14日以上1か月未満	：16.5万円	6か月以上	：67.5万円
1か月以上3か月未満	：33万円		

加算措置 一定の場合に助成金の支給額が加算

A 有期雇用労働者加算

①～③の助成金の対象の育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が有期雇用労働者の場合に、支給額が10万円加算されます。※業務代替期間が1か月以上の場合に限りです。

B 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を「高支援のひまじ」のサイト上で公表した場合、支給額が2万円加算されます。 ※最初の1回に限り対象となります。

自社の育児休業取得状況等に関する情報とは、以下の内容です。

- ①雇用する男性労働者の育児休業等の取得割合
- ②雇用する女性労働者の育児休業の取得割合
- ③雇用する労働者(男女別)の育児休業の平均取得日数

C ブラチナくるみん認定事業主である場合の加算

- ①育児休業中の手当支給：業務代替手当の支給額を4/5に削減
- ②育児休業中の新規雇用：代替期間に応じた支給額を、最短11万円（7日以上14日未満）から最長82.5万円（6か月以上）に削減

まくるみんとは？

次世代育成支援対策推進法に基づいて一般事業主行動計画を策定した企業が、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たしたうえで申請を行うことによって、子育てサポート企業として厚生労働大臣に認定されます。

【くるみん認定基準】

男性労働者の育児休業等取得率 10%以上、女性労働者の育児休業等取得率 7.5%以上、等

【ブラチナくるみん認定基準】

男性労働者の育児休業等取得率 30%以上、子を出産した女性労働者のうち、1子1歳誕生日まで継続して在職している者の割合 90%以上、等

【トライくるみん認定基準】

男性労働者の育児休業等取得率 7%以上、女性労働者の育児休業等取得率 7.5%以上、等

注意事項

- 支給の上限
 - ・1事業主1年度につき、①～③の対象育児休業取得者と制度利用者の合計で10人まで
 - ※「くるみん認定」「トライくるみん認定」を受けている場合は、令和10年度まで合計50人まで
 - ・初回の対象者が出てから5年間
- 同一労働者の同一の子に係る育児休業
 - ・①と③の助成金はいずれか一方かつ1回のみ対象
 - ・同一の子に係る短時間勤務も、②の助成金は1回のみ利用可能（ただし、支給申請は1年ごと）



支給申請に必要な書類や支給の申請までの流れなど、両立支援助成金の詳細は、厚生労働省WEBサイトをご覧ください。



企画広報支援の気づきをシェア

COLUMN DIGEST / of 企画部

LINEで叶える業務効率化



今回はLINEだからこそできる業務効率化のポイントを3つご紹介したいと思います。「写真や動画が簡単に送れる」「複数人で管理ができる」といったLINEならではの機能により、業務効率化を叶えた事業者様の事例をもとにお話させていただきます。



合同説明会よくある質問・準備しておくの良い資料とは？



求職者が直接聞きたい内容とは何か、また、それを説明する際にリアルな内容として伝えやすい資料は何かをよくある質問テーマの中で3つに絞ってまとめましたので、これから合同説明会に参加される方にとってお役に立てれば幸いです。また、最後に合同説明会に参加しても応募が来ないなと思っている方へワンポイントアドバイス添えましたので、最後まで読んでいただけたら嬉しいです。



きっかけ作りに有効！「記念日マーケティング」



日本にはたくさんの記念日があります。その数1年でなんと2800種類以上！例えば、3/21は「アジフライの日」。そう聞くだけで、アジフライを食べないといけない気がしてくるのは私だけでしょうか(笑)今回は「記念日マーケティング」をテーマに、マーケティングでの記念日活用方法や、記念日に關する豆知識をご紹介します！

